

## 法令遵守についての方針

合同会社ラポールケア

- (ア) 法令遵守責任者は、法令等遵守の徹底が高齢介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者としての信頼の維持、業務の健全性及び適正性の確保のために必要不可欠であることを十分に認識すること。
- (イ) 法令遵守責任者は、担当する業務に関し留意すべき法令上のリスクを認識し、事業の適法な運営に万全を期すこと。
- (ウ) 法令遵守責任者は、指定事業所等の業務に適用される法令等の内容を理解するだけでなく、法令等遵守の状況のモニタリング・法令等遵守の徹底等の方法を十分に理解し、この理解に基づき指定事業所等の法令等遵守の状況を的確に認識した、適正な法令等遵守体制の整備・確立すること。

## 「法令遵守規程」

合同会社ラポールケア

- 1 「趣旨又は目的」に係る規定  
この規定は、合同会社ラポールケア（以下「事業者」と言う。）が関係法令を遵守し、かつ的確に業務管理体制を整備するため、その具体的な方法等について必要な事項を定める。
- 2 「法令遵守責任者の役割」にかかる規定  
法令遵守責任者は、事業者等における「法令遵守」の責任者として、事業者等の法令遵守体制の確保のため、事業者等内の各組織及び各従業員に対する周知徹底、法令遵守のチェック及びそれらに基づく評価について、責任者としての役割を担うものとする。
- 3 「法令遵守体制」に係る規定  
事業者等の各組織及び各従業員に対する法令遵守の確保については、法令遵守責任者のもと、定期的に定例会議等により、その周知徹底を図るものとする。
- 4 「法令遵守に係る確認・対応等」に係る規定
  - (1) 「運営基準等の適合状況の確認」

各事業所において、高齢介護サービス、障害福祉サービスごとの人員・設備・運営基等の適合状況について、管理者及び法令遵守責任者が日常的に確認するものとする。当該確認については、当該事業所内において、定期的に、法令遵守責任者の再確認を得るものとする。

(2) 「介護給付費・自立支援給付費の請求に係る確認」

各事業所において、高齢介護サービス、障害福祉サービスごとの給付費の請求に当たり、諸記録と請求との誤り等の有無について、法令遵守責任者が確認するものとする。当該確認については、当該事業所内において、法令遵守責任者の再確認を得るものとする。

(3) 「事業者等への報告等」

各事業所において、上記の「運営基準等の適合状況の確認」及び「介護給付費・自立支援給付費の請求に係る確認」について、その確認した内容について、定期的に、法令遵守責任者が事業者代表に対し、報告するものとする。

また、各事業所において、介護保険法・障害者自立支援法やその他関係法令に係る違反事項について確認した時は、速やかに事業者代表に対し報告するものとする。

5 「法令遵守チェックの評価・改善」に係る規定

「法令遵守責任者による評価」

法令遵守責任者は、「法令遵守体制」、「法令遵守に係る確認・対応等」について、その状況及び実効性等について評価し、その結果必要な事項については、事業者に対し、改善を求めるものとする。

6 「教育及び研修」に係る規定

法令遵守責任者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。